

## ②、従業員の給料が払えない場合は（雇用調整助成金）

店や工場を休業したり、従業員を休業させた場合の休業手当を雇用保険で助成します。厚生労働省 雇用調整助成金の特例措置 休業手当の10/10を助成など従来の制度要件が大幅に緩和・拡充されます。



雇用調整助成金  
ホームページ

## ③、銀行の借り入れの返済が困難な場合は

金融庁が金融機関へ借り入れ返済の条件変更の柔軟な対応を要請しています。銀行に相談し、毎月の返済額を減らせます。元金据え置き(利息のみ)等。

## ④、毎月のリース料支払いが困難な場合は

経産省がリース会社へのリース料支払猶予、契約・支払条件の柔軟な対応を要請しています。リース会社に相談し、毎月の返済額を減らせます。

## ⑤、国税の納税が困難な場合は

国税庁がコロナ影響での「納税猶予申請」の柔軟な対応を税務署に通達しています。申請が許可されると所得税・消費税などの納税が1年間猶予され、延滞税が減免または免除されます。「コロナ影響特例制度」では売上が前年同月比20%以上減で延滞税ゼロとなります(関係法案が国会で成立が前提)。申請を簡素化。税務署に申請します。



## ⑥、地方税の納税が困難な場合は

総務省は地方公共団体に対し、コロナウイルスの影響で納付が困難な納税者に対し、徴収の猶予などの対応について迅速かつ柔軟な対応をするよう要請しています。国保・市県民税、後高齢者医療保険・介護保険料、固定資産税など、コロナの影響により納付ができないときは、「徴収の猶予」「換価の猶予」申請を行い、許可されると1年間猶予。市役所へ申請します。

## ⑦、社会保険・厚生年金保険料の納付が困難な場合は

社会保険料・厚生年金保険料も「納付の猶予申請」制度があり、年金事務所へ申請します。

## ⑧、持続化給付金 法人200万円、個人事業主100万円を給付

前年と今年の同月で売上が50%以上減少した月があることが条件。前年の総売上げからマイナス(50%以上減少した月の売上×12)を給付。ただし、上限は法人200万円、個人事業主は100万円。補正予算成立後、受付開始(5月連休明け頃)

## ⑨、川口市 小規模事業者(一人親方も含む)に10万円を給付

川口市内の小規模事業者に一律10万円を給付する。5月中旬に受付開始予定、審査も簡素化。

## ⑩、埼玉県中小企業者支援金 20万円または30万円を給付

県内中小企業者(個人事業主含む)で、4月8日～5月6日までの間、7割以上休業する事業所に20万円。複数の事業所を有する場合は30万円。4月17日までの期間については証明も含め弾力的に取り扱います。申し込みは補正予算成立後。東京都に事業所・店舗がある方は50万円、2店舗以上100万円、都のWEB申請サイトで受付。

※国会審議は、4月中に補正予算成立ですすめられています。

※経産省のホームページに「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける

事業者の皆様へ」の案内が掲示されています。随時更新されます。↓



経産省ホームページ

◎営業や資金繰りのご相談は、川口民主商工会(民商)へ ☎(266)9776

埼玉県建一般労組川口支部へ ☎(262)8000

◎専門家のアドバイスが必要な方、弁護士、税理士など、ご紹介します。

日本共産党埼玉南部地区委員会 ☎(267)8411